平成２２年（フ）第６６２号
大阪府岸和田市下野町４－９－20、住民票上の住所堺市東区白鷺町１丁21番５号
債務者　マツイ酒店こと　永谷　篤兒
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６７１号
大阪府岸和田市土生町683番地の１グランドハイツ岡森101号
債務者　吉田由光子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６７２号
大阪府泉大津市昭和町８番51号
債務者　北野光太郎
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６７３号
大阪府泉大津市昭和町８番51号
債務者　北野　明子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６７７号
大阪府岸和田市土生町２丁目27番14号吉与ハイム302号
債務者　浅野　　輝
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６８０号
大阪府泉南郡田尻町大字嘉祥寺670番地の４
債務者　山本田鶴子（旧姓沢越）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
兵庫県加東市上滝野801番地２　グレイスフルコート102号
債務者　本多　正彦（旧姓南）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第７７号
兵庫県加東市上滝野801番地２　グレイスフルコート102号
債務者　本多　敏子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第８３号
兵庫県加東市家原616番地２　家原団地７－102号
債務者　森川　正夫
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第８４号
兵庫県加東市家原616番地２　家原団地７－102号
債務者　森川すゑの
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第８５号
兵庫県加東市家原616番地２　家原団地７－102号
債務者　森川　広士
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２７１号
神奈川県横浜市中区根岸町２－110　セイントパレス根岸202号室、住民票上の住所長崎県西彼杵郡時津町元村郷191番地５
債務者　井手　英樹
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
長崎県長崎市本尾町16番15号　浦上ハウス101号、旧住所長崎県長崎市城栄町30番８号
債務者　野口十糸子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
長崎県長崎市琴海村松町755番地14、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷860番地
債務者　前田　　仁（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
長崎県長崎市浜口町12番５号　浜口フードセンタービル707、旧住所兵庫県神戸市兵庫区西上橘通１丁目２番17号
債務者　西　　加織（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６０号
愛知県知多市新舞子字浜田４番地の67
債務者　坂井　和子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部